

令和4年9月26日

金融機関等
代表者 殿

財務省国際局調査課
外国為替室長 土生 健一

外為法に基づく銀行等の確認義務の履行の徹底等について

平素より、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）に基づく資産凍結等の措置の実施にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

今般、我が国は、ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、本日行われた閣議了解「ロシア連邦の特定団体への輸出等に係る禁止措置等について」を踏まえ、外為法に基づき、別添（報道発表資料）の措置を講ずることとしました。

今般の措置により、外為法第17条の規定に基づき、銀行等（銀行等の金融機関のほか、資金移動業者及び暗号資産交換業者を含む。以下同じ。）は、その顧客による支払等が、下記に掲げる支払等に該当しないこと、該当すると認められる場合には、必要な許可を得ていることを確認する義務が課せられます。

●ロシア連邦の特定団体への輸出等に係る禁止措置（当該団体に対し技術を提供する取引に係る支払等）

銀行等におかれましては、顧客の送金又は暗号資産の移転を取り扱う場合に、上記措置の対象となる支払等に該当するか否かの確認、該当する場合には、経済産業大臣の許可を受けていることの確認を行うなど、遺漏なき対応を行うよう宜しくお願いします。

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

連絡先：財務省国際局調査課外国為替室
〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1
電話：03-3581-4111（内線2866）
メールアドレス：gaitame@mof.go.jp

（以上）